

## ベビーシッター利用支援事業について

待機児童の保護者又は育児休業を1年間取得した後に復職する保護者に対し、保育を必要とする子どもが保育所等(認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業)へ入所するまでの間、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、ベビーシッター利用料の一部を助成する事業について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 事業内容等

##### (1) 目的

待機児童対策として保育施設整備が進む一方、保育施設の地域的偏在等により入所が困難な世帯が一定数存在する。

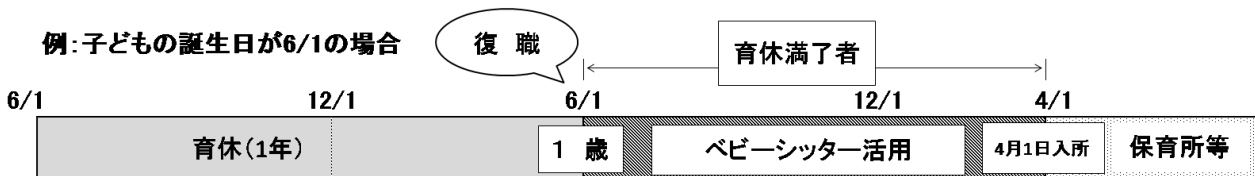
このため、地域的な制約を受けずに利用が可能で、後年度負担が少ないベビーシッターを待機児童対策として導入するため、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター利用者連携型)を活用し、ベビーシッター利用料の一部を助成することによりベビーシッターの利用を促進し、待機児童数の減少を図る。

##### (2) 対象者

①保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等を利用できず、子どもが待機児童となっている保護者(待機児童保護者)。

②保育所等の0歳児クラスに入所申込みせず(保育認定は必要)、1年間の育児休業を満了した後に、子どもの1歳の誕生日から復職する保護者(育休満了者)。

※②の対象者の利用イメージ



##### (3) 対象児童

上記対象者の子どものうち、0歳児から2歳児とする。

##### (4) 提供するサービス

東京都が認定する事業者が派遣するベビーシッターによる対象者の自宅での保育(家事援助や兄弟姉妹の送迎等付随サービスは含まない)。

※認定事業者との契約は利用者が直接行い、契約が成立した場合のみ利用できる。

## (5) 利用時間

月曜日から土曜日（祝日・休日及び年末年始を除く）の午前7時～午後8時までのうち、1日8時間かつ月160時間を上限とする（具体的な利用時間は利用者と事業者との契約により決定する）。

※主に育児・介護休業法に規定する短時間勤務制度利用者（1日6時間勤務）を対象とする。

## (6) 利用料金等

東京都が発行する助成券を利用することにより、1時間当たり250円の自己負担で利用できる（利用料以外の入会金・ベビーシッターの交通費実費等は助成対象外）。

## (7) 利用手順

- ①利用希望者が区にベビーシッター利用支援事業利用対象者であることの確認申請書を提出  
↓
- ②区が審査後、ベビーシッター利用支援事業対象者確認書を交付  
↓
- ③利用希望者が都認定のベビーシッター事業者と直接利用契約を締結（確認書を提示）  
↓
- ④利用希望者が助成券（割引券）交付申請書を区に提出→区は確認後、申請書を都に回付  
↓
- ⑤都がベビーシッター団体（委託事業者）に助成券の発行を依頼→利用希望者に直接助成券を交付  
↓
- ⑥助成券を利用し割引料金でベビーシッターを利用

## 2 協定の締結

事業の実施に当たり、区と都・ベビーシッター団体の三者で協定を締結する。

## 3 実施スケジュール（予定）

平成30年	11月	事業実施決定、三者協定締結
	12月	事業周知、申請受付開始